

枢密院の「盲学校及聾啞学校令」への関与

—「国民道德ノ涵養」と「徳性ノ涵養」—

當間 正敏

I. はじめに

大正 12 年公布「盲学校及聾啞学校令」は、それまでの盲啞教育体制と決別し、道府県の責任において盲児は盲学校にて、聾啞児は聾啞学校にて教育すると規定した。これは日本における聾教育の大きな転換点であったとされ、「障害児の公教育の先駆け」と評価されている。

その同勅令第一条に「盲学校ハ盲人ニ、聾啞学校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ涵養ニカムヘキモノトス」(二重線筆者)と規定されている。ここで注目したいのが二重線を引いた箇所である。実は政府が作成した勅令案では、この部分はもともと「特ニ徳性ノ涵養ニカム」となっていた。ところが枢密院で審議された際、二重線の表現に修正された。この経過について、(1) 枢密院が大正期の国民教育においてどのような姿勢を取っていたのか、(2) 枢密院はなぜこの文言に修正を加えたのか、について本稿で検討を試みることにする。

II. 枢密院諮詢以前

大正 11 年(1922 年)6 月、文部省普通学務第四課の川本宇之介が「着任早々の山崎局長が献策を求めたのに応じて盲啞教育令発布の緊急性を進言した」⁽¹⁾のをきっかけに、文部省内にて、川本を中心として盲啞教育令の検討が始まる。

川本は周知のとおり、大正 13 年(1924 年)に東京聾啞学校教諭となり、昭和 17 年(1942 年)には同校長となった人物であるが、それまでは文部省普通学務第四課にて盲・聾啞教育を担当しており、「盲学校及聾啞学校令」を起草した⁽²⁾。

この草案を叩き台に、文部省教育評議会を経て文部省案⁽³⁾が作成され、当時の加藤総理率いる内閣の閣議へ提出されたのが大正 12 年(1923 年)6 月

23 日である。その閣議で修正が加えられ、枢密院諮詢勅令案⁽⁴⁾が決定されているが、その際に文部省案にはなかった「特ニ徳性ノ涵養ニカム」という文言が付け加えられている。その枢密院諮詢勅令案は 6 月 25 日付で内閣から枢密院に諮詢され、舞台を枢密院に移した。

III. 教育への枢密院の姿勢

枢密院は、明治 22 年(1889 年)2 月 11 日に発布された大日本帝国憲法第 56 条によって「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」る機関として定められ、枢密院官制第 1 条にて「枢密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所トス」と改めて定義されている。その地位については、久保教授によれば「政治的には内閣以上に強力でありうる条件を有した最高輔弼機関であった」という⁽⁵⁾。つまり当時存在していた貴族院及び衆議院とは全く異なる性質にして内閣の決定をも翻すことができる、立法府にも行政府にも属さない天皇直属の機関であった。

教育に関する勅令も枢密院が諮詢する事項の一つとして挙げられていた。これは明治 23 年(1890 年)の「枢密院諮詢事項ニ関スル御沙汰書」で、教育制度の基礎に関する勅令は枢密院で諮詢すべき事項であると指定されたのに基づくものである。さらに久保教授によれば、この御沙汰書にて「冒頭に「教育制度ノ基礎ニ関スル勅令」が位置づけられたことは、天皇制国家と教育の特殊な関連およびその後の教育政策の形成に重大な影響を与えることになったと指摘している⁽⁶⁾。

では枢密院は、教育制度に対してどのような姿勢をもっていたのか。これを検討するためには、まず、大正 6 年(1917 年)に設置され、大正 8 年(1919 年)に廃止されるまでの間、教育に関する制度について検

討を行った「臨時教育会議」について触れなければならない。

この臨時教育会議というものは、「文部省レベルで教育による教育的諸問題を解決し、諸教育政策を実施・遂行することが不可能と政府レベルで判断された」ために、当時の寺内総理を首班とする「内閣直属の教育諮問機関として発足」している(7)。これに枢密院からも二人の委員が参加している。

そして、伊藤教授によれば、この臨時教育会議には「帝国臣民たる根基を培う国民道徳の徹底であり、それは国体の観念、教育勅語の精神を了解得せしめ、忠君愛国の志操を育成すること」にその目的のひとつがあったとされる(8)。また、堀切教授によれば、臨時教育会議では「道徳教育の問題を国民教育の重要課題として、国民道徳教育の徹底を」教育勅語に基づいて推し進めようとしていた(9)。

臨時教育会議はいくつかの諮問に対し答申を行っているがその答申で道徳について触れた部分を抽出する。「小学教育ニ関スル件」では、「国民道徳教育ノ徹底ヲ期シ児童ノ道徳的信念ヲ鞏固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フ」こと。続いて「高等普通教育ニ関スル件」においては「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ観念ヲ鞏固ニシ」、「剛健質実ニ国家ノ中堅タルヘキ人物ヲ陶冶スル」必要があったとした。また「師範教育ニ関スル件」では「教育者タルノ人格ヲ陶冶シ其ノ信念ヲ鞏固ニシ殊ニ忠君愛国ノ志操ノ涵養ニ一層力ヲ致スコト」としている。最後に「女子教育ニ関スル件」においても「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ観念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ」なければならないとしている。なお、「大学教育及専門教育ニ関スル件」に対する答申でも、希望事項として「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ一層意ヲ致サムコトヲ望ム」と述べている(10)。

これについて久保教授は、臨時教育会議がこのような答申を行ったのには「国体観念の養成、思想教育の重視、国民教育の軍事化へと天皇制教育を再編強化しなければならなかった」背景があると指摘している(11)。確かに当時は民本主義や自由主義思想

を基にする大正デモクラシーの時代であったが、第一次世界大戦への参戦やシベリア出兵など日本の独立がややもすれば脅かされる情勢において、天皇を頂点とする国家体制の構築が急務であり自由主義を標榜するデモクラシーを抑える必要があったのだ。

この臨時教育会議の立場は天皇制国家の確立を目指す枢密院にとっても当然に受け継がれた。大正7年(1918年)に枢密院は、政府から諮詢された「大学令案」と「高等学校令」の第一条にて先の臨時教育会議において事項として挙げた一文がまったく考慮されていないと指摘し、大学令案については「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と加筆し、高等学校令案では「特ニ国民道徳ノ充実ニカムヘキモノトス」と加筆した。これは、天皇制国家の確立に向け、天皇を中心とする価値観に基づいたイデオロギー教育、すなわち「教育勅語を基本とした国民道徳」教育を行えと、枢密院がその立場を明確に示したものである。

これを受け、政府は同様に諮詢していた「中学校令中改正ノ件」を撤回し、第一条に「特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス」を付け加え、再度枢密院に諮詢した。こちらは当然に枢密院の要求通りであるから何一つ修正されていない(12)。大正9年(1910年)、政府は「高等女学校令中改正ノ件」を枢密院に諮詢しているが、その第一条には「特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス」が既に加えられていた(13)。

IV. 政府と枢密院の攻防

ところで、大正11年に川本が中心となって仕上げた草案を基に「盲学校並聾啞学校令」文部省案が作成され、公表されているのであるが、その目的規定である第一条を見るに「盲学校並に聾啞学校は盲人又は聾啞者に普通教育を授け、兼て其生活に必要な特殊の知識技能を得せしむることを目的とす」とある(14)。つまり文部省としては、盲児及び聾啞児に対しては道徳教育よりも教科教育並びに職業教育を優先して行うという姿勢にあったことがわかる。というよりも、どちらかという、これまで公教育の対象外であった盲啞教育を公教育のシステムに組み込み、職業を

与える教育を行うことで、自立した生活を営ませることによって国家の発展に寄与させようとする立場であったことが窺える。さらにいうならば、臨時教育会議が国民教育の重要課題として挙げている「国民道徳教育」を組み込まなかったことは、文部省としては盲児や聾啞児を聴児と同様に見做してはならず、最低限度の教育を施せばよいという立場であったことがわかる。

しかし教育評議会の承認を経て閣議に提出された文部省案は、閣議において前述のとおり第一条で「盲学校ハ盲人ニ、聾啞学校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ特ニ徳性ノ涵養ニカメ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」(二重線筆者)と修正されている。この文言が意味するところは「教育勅語の理念に基づく人類普遍の道徳」と、沢柳政府委員の答弁によって明らかにされている⁽¹⁵⁾。つまり政府としては「徳性ノ涵養」というのは教育勅語に基づく人類普遍の道徳を意味する道徳教育であると位置付けていたことがわかる。文部省の姿勢よりも、より一歩踏み込んだ表現を組み込んだ形とはいえ、これは、大正7年から9年の間に枢密院が各種学校令案の修正を行ってまで目指し、政府もまたその方針を受け入れていたはずの「教育勅語を基本とした国民道徳の涵養」は、盲学校及び聾啞学校では行わないという立場を取りつつも、「徳性ノ涵養」を付け加えることで、教科教育と職業教育よりも道徳教育に力を入れると強調することにより、こと国民道徳教育に関しては厳しい姿勢を示している枢密院での可決を狙っていたのではないと思われる。

そのような経過を経て大正12年6月25日、枢密院に「盲学校及聾啞学校令」枢密院諮詢勅令案が諮詢された。枢密院はこれを受け、計2回審議会を開催している。この審議会において、有松英義顧問官が「第一条に徳性の涵養という文字があるが、なぜ国民道徳の文字がないのか」という趣旨の質問を行っている。これは枢密院顧問官として、臨時教育会議が答弁し、これまで枢密院が一貫して要求し、一連の学校令案において修正してきた「教育勅語に基く国民道徳教育」の大方針が、「盲学校及聾啞学校令案」に

おいて組み込まれていないのは問題とした、当然の指摘であろう。政府委員として出席していた赤司鷹一郎文部省次官は、これについて「徳性の涵養という言葉には国民道徳という意味が含まれている」と答弁するも、有松顧問官を含む枢密院顧問官を納得させることはできなかった⁽¹⁶⁾。

なお、この指摘を行った有松顧問官は岡山出身で、司法省参事官、農商務省参事官、内務省書記官兼法制局参事官、警保局長、三重県知事、皇室林野管理局長官、法制局長官、拓殖局長官を歴任した後に大正9年から枢密院顧問官となっている⁽¹⁷⁾。この経歴からも、有松は天皇制国家体制の下で順調に昇進を重ねたことを示しており、それは言い換えれば「教育勅語を基本とした国民道徳」教育は当然と考えていたと容易に想定できるし、だからこそ、このような質問を行ったと思われる。

結局、そこには、いかに「不具者」であったとされる盲児や聾啞児であろうとも帝国臣民の一人であることに変わりはなく、であればこそ天皇制国家の確立のためにも必要な「国民道徳教育」を外すことはできないとした判断が働いたのだろう。そうして、第一条もこれまでの各種学校令案と同様に修正の対象となり、「徳性ノ涵養ニカメ」の部分削除となつたうえで「国民道徳ノ涵養ニカメ」が加筆され、盲学校及び聾啞学校においても、聴者と同等に天皇制国家主義体制に基くイデオロギー教育を実施することが確定し、ここに枢密院による審議は終了する。

IV. おわりに

大正13年(1924年)4月1日、「盲学校及聾啞学校令」は施行され、初めて道府県に盲学校と聾啞学校の分離及び設置が義務付けられた。就学義務は定められなかったものの、これをきっかけとし聾啞学校数は年々増加していくことになり、聾児の就学機会も広がることになった。その後、昭和2年の山東出兵、昭和6年の満州事変、昭和7年の上海事変を経て昭和12年に日中戦争と、大日本帝国は戦争への道を歩み始め、昭和16年に始まる大東亜戦争(太平洋戦争)に至り、国家総力戦に変化していく中で、この「国

民道徳ノ涵養」の文言は教育に止まらず、国民総動員という立場で効果を発揮することになる。その後、大東亜戦争に敗北し、連合国に降伏した後の昭和22年3月31日まで、日本における聾教育の基本的な方針としてあり続けた。

枢密院が盲聾教育において、盲児や聾児も帝国国民たる以上「国民道徳教育」を実施すべしとし、天皇を中心とした国家主義体制に聾教育も組み込まれなければならないとした判断、さらに言うならば、聴児と同等の教育を与えなければならないとした点において、これは聾児であろうとも帝国国民の一員と認めたということであり、文部省及び政府が当初構想していた「職業教育」程度に止まらず、より踏み込んで臣民たる要件を備えさせようとした枢密院の姿勢を我々は正当に評価するべきである。

もっとも今回の検討ではまだまだ数多くの踏み込めていない領域があり、また、研究を進めていく段階において、さらに深く検討していかなければならない、いくつかの興味深いテーマが存在していることに気づかされた。これらについても今後の研究活動で少しずつ明らかにしていきたい。そういう意味でも、本稿は「序論」の位置付けになろうかと思う。今回の枢密院に関する検討は、「盲学校及聾啞学校令」に関する研究の、ほんの小さな第一歩にすぎない。

- (1) 平田勝政「大正デモクラシーと盲聾教育」(長崎大学教育学部教育科学研究報告第37号 1989年)、p.29
- (2) 同上、p.30
- (3) 東京朝日新聞 1923年6月16日付、3面
- (4) 枢密院文書「大正12年度下付案」大正13年1月
- (5) 久保義三「天皇制国家の教育政策」勁草書房(1979年)、p.2
- (6) 同上、p.4
- (7) 堀切勝之「わが国の「教育近代化」に関する一考察 大正期の「臨時教育会議」の歴史的意義とその前後の歴史事情(その1)」(近畿大学教育論叢 17(2) 2006年)、p.33
- (8) 伊藤恒夫「大正期の道徳教育 臨時教育会議の答申、建議を中心として」(松山商大論集 10-3(2) 1959年)、p.593
- (9) 堀切勝之「わが国の「教育近代化」に関する一考察 大正期の「臨時教育会議」の歴史的意義とその前後の歴史事情(その2)」(近畿大学教育論叢 18(2) 2007年)、p.33
- (10) 文部省「学制百年史」
- (11) 久保義三「天皇制国家の教育政策」勁草書房(1979年)p.120
- (12) 枢密院会議筆記 中学校令中改正ノ件外三件
- (13) 枢密院会議筆記 高等女学校令中改正ノ件
- (14) 東京朝日新聞 1922年11月22日付、3面
- (15) 枢密院会議筆記 明治33年8月8日
- (16) 枢密院における審議の流れについては以下を参照。平田勝政「大正デモクラシーと盲聾教育」(長崎大学教育学部教育科学研究報告第37号 1989年)、p.34
- (17) 清水唯一郎「有松英義」『近現代日本人物史料情報辞典』吉川弘文館(2004年)